

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業の認可申請にかかる決定及び縦覧
- ” ” 医療機関の指定
- ” ” 土地改良事業の認可
- 鳥取海区漁業調整委員会委員の選任
- 国が買収する予定土地
- 牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査
- 調理士試験の実施
- ◇公告 鳥取職業訓練所訓練生の募集
- ◇雑報

## 告示

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、東伯郡赤碕町から町が行う土地改良事業施行の認可の申請があつたので、当該土地改良（かんがい排水）計画につき、審査した結果、これを適當と認めたので、同法同条第三項において準用する第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間  
昭和三十三年九月十二日から同年十月一日までの二十日とする。
- 三 縦覧に供する場所  
東伯郡赤碕町役場

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六

条の二第一項の規定により、西伯郡名和町から町の行う土地改良事業施行の認可の申請があつたので、当該土地改良事業（かんがい排水）計画につき、審査した結果これを適当と認めたので、同法同条第三項において準用する第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年九月十二日から同年十月一日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯郡名和町役場

鳥取県告示第四百十九号

昭和三十三年五月二十九日付で日野郡江府町大字小江尾篠田親愛ほか十四人の者から申請のあつた土地改良区の

設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十三年九月十二日から同年十月一日までの二十日間とする。

三 縦覧の場所

日野郡江府町 江府町役場

鳥取県告示第四百二十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとずき、指定医療機関として、次のものを指定した。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所名

昭和三十三年八月十七日 箕蚊屋医療生活協同組合箕蚊屋診療所

米子市蚊屋二九七ノ二 米子保健所

〃 七月二十三日 坂本医院

東伯郡泊村園六七三 倉吉保健所

鳥取県告示第四百二十四号

赤松土地改良区から申請のあつた新たに行おうとするため池土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十條第一項の規定により、昭和三十三年九月九日認可した。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百二十五号

漁業法（昭和二十五年法律第二百六十七号）第八十五条第三項第二号の規定により、昭和三十三年八月十二日次のとおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

区分 住所 氏名

学識経験委員 鳥取市賀露町 浜口 虎太郎

〃 境港市明治町 和田 富士一

公益代表委員 西伯郡大山町上野 山根 英夫

鳥取県告示第四百二十六号  
次の土地は国が買収する予定であるから、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により公示する。  
昭和三十三年九月十二日  
鳥取県知事 遠藤 茂

所在郡市町村大字地番	地目		面積		所有者住所氏名
	台帳	現況	台帳	買収	
鳥取市滝山字部野一七九次三	原	原	一、三〇〇	〇、〇六	鳥取市滝山 亡伊藤保治郎相続人伊藤利夫
"	田	田	一、七二二	〇、三六	亡伊藤徳蔵相繼人伊藤秀雄
"	田	田	一、五〇〇	〇、一〇六	亡坂本伝蔵相続人坂本清蔵
二 土地利用予定の概要					
農地とすべき土地	附帯地	道路敷	計		増反予定戸数 備考
	反 五八	反 五八			
一 土地の表示					
所在郡市町村大字地番	地目		面積		所有者住所氏名
	台帳	現況	台帳	買収	
岩美郡国府町大字高岡字三度山 九一六内第四	原	原	八、五〇三	〇、二三	岩美郡国府町大字高岡 川上 吉次

所在郡市町村大字野添字笹ヶ平 四五四ノ一	地目		面積		所有者住所氏名
	台帳	現況	台帳	買収	
東伯郡関金町大字野添字笹ヶ平 四五四ノ一	原	原	一、六三三	一、二四	東伯郡関金町大字野添一 亡天野市治相続人天野辰市
"	"	"	"	"	三四二 天野 房市
"	"	"	"	"	四 天野 竹多
"	"	"	"	"	三五四 天野 栄一
"	"	"	"	"	三六四 天野 遠治
"	"	"	"	"	三五五 亡天野庄市相続人天野重寿
"	"	"	"	"	七 亡門木芳次郎相続人門木義雄
"	"	"	"	"	一〇 亡小椋重春相続人小椋岩治
"	"	"	"	"	九 原田 宗寿
"	"	"	"	"	九 原田 春好

二 土地利用予定の概要

農地とすべき土地 附帯地 道路敷 計  
反歩 一、二四 反歩 一、二四

入植予定戸数

増反予定戸数

備考

九原田 力夫

鳥取県告示第四百二十七号

次のように結核病、ブルセラ病及び肝てつ、の検査並びに  
駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年  
法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に  
対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ、予防の  
ため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供

する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施  
設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分娩前

一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ、検査……牛。ただし、生後四箇月及び分娩前後  
一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試

験管法検査

肝てつ、検査……皮内注射反応、虫卵検査法

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施 期日	実施 区域	実施場所
九月十五日	西伯郡伯仙町大高	大高家畜 検査場
"	境港市中浜	中浜"
十六日	西伯郡伯仙町大高	大高"
"	" 西伯町法勝寺	法勝寺"
"	" 米子市夜見	夜見"
十七日	" 巖	巖"
"	" 福生	福生"
"	" 福米	福米"
二十日	春日	春日"
二十二日	彦名	彦名"
"	西伯郡西伯町大國	大國"
"	" 天津	天津"
二十三日	伯仙町県	県"
二十六日	"	"
二十九日	米子市五千石	五千石"

二十九日	十月 二日	尙徳	尙徳
"	"	西伯郡会見町賀野	賀野
十月 六日	九日	境港市上道	東長田
"	"	外江	上道
"	"	外江	外江
七日	十日	西伯郡会見町手間	手間
"	"	境港市渡	渡
十三日	十六日	西伯郡岸本町大幡	大幡
"	"	米子市崎津	崎津
十四日	十七日	西伯郡岸本町八幡	八幡
"	"	米子市富益	富益
二十日	二十三日	西伯郡日吉津村	日吉津
"	"	米子市和田	和田
二十一日	二十四日	" 成美	成美
"	"	" 大篠津	大篠津
二十五日	二十八日	西伯郡岸本町幡郷	幡郷
"	"	境港市余子	余子

公 告

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により、鳥取県調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 受験資格

昭和三十三年十月十二日において、年令十八才以上で、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第二項に規定する施設又は食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定する施設において食品の調理業務に三年以上の経験を有する者。

二 受験手続

1 願書の受付期間  
昭和三十三年九月十五日から同年十月四日までとする。

2 受験のために提出する書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保健所に提出のこと。

イ 履歴書（特に調理業務に関する経歴を詳細に記入のこと。）

ロ 調理業務に三年以上の経験を有する者である旨の証明書

ハ 写真（脱帽上半身のもので、最近六箇月以内の撮影したもの。）

三 試験実施日時

昭和三十三年十月十二日（日曜日）午前九時から午後一時まで

四 試験場

鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校  
米子市錦町二丁目 〃 米子西高等学校

五 受験手数料

二百円

六 試験科目

1 衛生法規大意

2 公衆衛生学大意

3 食品学大意

4 食品衛生学大意

5 栄養学大意

6 調理

七 携行品

筆記用具及び上草履

八 受験者は当日午前八時三〇分までに試験場に出頭すること。

九 合格者は試験後一週間以内に所轄保健所に掲示する。

雑 報

鳥取県鳥取職業訓練所訓練生を次の要項により募集する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取公共職業安定所長

鳥取職業訓練所訓練生募集要項

一名 称

鳥取県鳥取職業訓練所

二 所在地

鳥取市富安

三 訓練科目

科 目 募集人員 性別 訓練期間 備考

自動車整備科 約二〇 男 一ケ年

男子服科 約二〇 男女 一ケ年

四 応募資格

義務教育修了者又はこれと同等以上の学力があると認められる者及び身体強健、志操堅固なもので将来修得技能を活用出来る方面に就職を希望する者。

五 入所手続

所定の入所願書により最寄公共職業安定所に本人が申込むこと。

入所願書は最寄公共職業安定所に用意してあります。

六 願書受付締切日

昭和三十三年九月十五日

七 選 考

科目	選考日時	選考場所	合格発表
自動車整備	九月十九日	鳥取公共職業安定所	九月二十二日
男子服科	"	"	(月)午前九時
八 その他			

- 1 筆記用具、弁当持参のこと。
- 2 授業料不要、訓練のため必要な工具類は無料貸与。宿舎施設あり。
- 3 収容人員 約二〇名 食費 男二、五〇〇円 女二、三〇〇円  
米持参の場合は男女共一、三〇〇円
- 4 訓練生には学生割引有り。
- 5 訓練修了後は就職をあつ旋する。
- 6 失業保険受給者は入所中(有効期間)も引続いて支給される。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県

鳥 取 市 東 町

鳥 取 市 東 町

取 県

取 県

取 県

取 県

取 県